

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成26年12月12日付けで行った公文書開示決定及び公文書部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、平成26年11月6日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し次のとおり開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「1 平成26年9月16日付け文情第922号『公文書開示決定通知書』で開示された平成16年（度）ファイル基準表の『個別フォルダー』に記載される次のもの。

- ①『保管法施行規則の一部改正13. 12. 13』（所属：調査運用）（第1ガイド：保管場所事務）（第2ガイド：共通（保管場所））
- ②『使用の本拠地の位置』の解釈基準（所属：調査運用）（第1ガイド：保管場所事務）（第2ガイド：警察庁文書）
- ③『キャンピング・トレーラの取扱い』（所属：調査運用）（第1ガイド：保管場所事務）（第2ガイド：通知文）
- ④『通達ごと』（所属：管制企画）（第1ガイド：通達）（第2ガイド：本庁通達）

- 2 平成26年9月16日付け文情第923号『公文書開示決定通知書』で開示された平成17年（度）ファイル基準表の『個別フォルダー』に記載される次のもの。

- ①『実施要領の制定』（所属：駐車対策第二）（第1ガイド：駐車管理システム）（第2ガイド：例規通達）
 - ②『一部改正』（所属：駐車対策第二）（第1ガイド：駐車管理システム）（第2ガイド：例規通達）
 - ③『警察庁・管区からの通知』（所属：駐車対策第二）（第1ガイド：使用制限）（第2ガイド：警察庁・管区）③～⑨は平成18年（度）ファイル基準表（平成18年中に発生した文書）
 - ④『本庁調査・回答』（所属：駐車対策第二）（第1ガイド：使用制限）（第2ガイド：警察庁・管区）
 - ⑤『使用制限の量定』（所属：駐車対策第二）（第1ガイド：使用制限）（第2ガイド：使用制限）
 - ⑥『使用制限個人フォルダー』（所属：駐車対策第二）（第1ガイド：使用制限）（第2ガイド：使用制限）
 - ⑦『警察庁からの通知』（所属：駐車対策第二）（第1ガイド：レッカー）（第2ガイド：警察庁）
 - ⑧『施錠された2輪車のレッカー移動の法令解釈』（所属：駐車対策第二）（第1ガイド：レッカー）（第2ガイド：警察庁）
 - ⑨『警備業の要件に関する規則等の一部改正について』（所属：駐車対策第二）（第1ガイド：駐車監視員）（第2ガイド：警察庁）
- 3 平成26年8月28日付け文情第868号『公文書開示決定通知書』で開示された平成18年（度）ファイル基準表の『個別フォルダー』に記載される次のもの。
- ①『通達原議』（所属：規制企画）（第1ガイド：文書管理）（第2ガイド：原議）
 - ②『通達等』（所属：規制企画）（第1ガイド：文書管理）（第2ガイド：警察庁通達）

- ③『通達等』（所属：規制企画）（第1ガイド：文書管理）（第2ガイド：警察庁通達）
- ④『公安委員会指令原簿』（所属：規制運用）（第1ガイド：総記）（第2ガイド：共通）
- ⑤『通達ごと』（所属：管制企画）（第1ガイド：通達）（第2ガイド：本庁通達）」

(2) 実施機関は、本件開示請求の1①、1②、1③、2③、2④、2⑤、2⑦、2⑧及び2⑨に係る文書として、別紙「対象文書一覧」のとおり15文書（以下「本件対象文書1から15まで」という。）を特定した。

(3) 実施機関は、平成26年12月12日付けで本件対象文書3、8、9及び14については公文書開示決定、本件対象文書1、2、4、5、6、7、10、11、12、13及び15については次のとおり公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

ア 埼玉県警察職員のうち警部補以下の職員の氏名及び印影については、条例第10条第1号及び第3号に該当するため不開示

イ 警察庁職員のうち警部以下の職員及び警部相当職以下の職員の氏名については、条例第10条第1号及び第3号に該当するため不開示

ウ 担当職員の内線番号及びアドレスについては、条例第10条第5号に該当するため不開示

(4) 審査請求人は、埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、平成27年1月6日付けで、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

(5) 当審査会は、本件審査請求について、平成27年4月1日に諮問庁から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を受けた。

(6) 当審査会は、平成27年6月18日に審査請求人から意見書の提出を受けた。

(7) 当審査会は、平成27年7月17日に諮問庁の職員から意見聴取を行った。

(8) 当審査会は、平成27年10月23日に審査請求人の口頭意見陳述を聴取した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

開示された公文書の内容を確認すると、埼玉県警察文書管理規程（平成14年警察本部長訓令第25号。以下「文書管理規程」という。）や条例違反と考えられる内容があり、また、埼玉県警察職員のうち警部補以下の職員の氏名及び印影を不開示情報として本件対象文書の原本の閲覧を拒んでいることから、本件審査請求を行う。

(2) 審査請求の理由

平成16年（度）、平成17年（度）及び平成18年（度）ファイル基準表から、現在も保有されていると記載される警察庁からの通達や保存期間が空欄のものを特定して開示請求を行ったところ、開示された文書に違う年度の文書が紛れ込んでおり、これは文書管理規程第36条第2項（文書等は、暦年ごとに整理しなければならない。）違反であり、かつ、条例第30条（公文書の管理）違反である。

また、開示された公文書は、警察庁からの通達であるが課内での供覧文書であり、県下の警察署への指示等が行われていない意味不明の文書で条例第30条違反である。

開示決定等理由説明書には、警部補以下の職員の氏名等を不開示とする理由として「慣行として公にされない職員・・・当該警察職員及びその家族等の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼす」との記載があるが、特に警部補以下の職員の氏名等を不開示とする規定はなく、また、警部補以下の職員と警部以上の職員とを区別して開示情報と不開示情報として取り扱う合理的な説明も行われていない。

これは、条例第10条第1号及び第3号を拡大解釈して原本の閲覧を妨害する意図がある公文書部分開示決定通知書である。

4 諮問庁の主張の要旨

諮問庁が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 原処分について

実施機関は、本件開示請求の1①、1②、1③、2③、2④、2⑤、2⑦、2⑧及び2⑨に該当する文書については、交通規制課及び交通指導課において保有していたため、開示決定処分及び部分開示決定処分を行ったものである。

(2) 個別フォルダーの検索について

ファイル基準表は、文書管理規程の別記様式第12号において定められているものであり、「第1ガイド」、「第2ガイド」、「個別フォルダー」、「内容・取扱説明」、「保存期間」、「保存満期」等が項目とされている。

開示請求者は、平成16年、平成17年及び平成18年当時のファイル基準表に基づき、個別フォルダー名を指定して本件開示請求を行ったものである。

本件開示請求を受けて、実施機関は交通規制課及び交通指導課において個別フォルダーの検索を行ったところ、本件開示請求の1①、1②、1③、2③、2④、2⑤、2⑦、2⑧及び2⑨に記載されている個別フォルダーについては、開示請求時点で保有していたため、当該個別フォルダーに保管されている文書を特定したものである。

(3) 不開示理由について

ア 埼玉県警察職員のうち警部補以下の職員の氏名及び印影

警部補以下の職員の氏名は、埼玉県職員録においても、また、新聞の人事異動情報でも公表されておらず、慣行として開示請求者が知ることができる情報とはいえないことから、条例第10条第1号に規定する不開示情報に該当し、また、その職務の特殊性から氏名を開示することにより当該職員及びその家族等の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがあるなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、条例第10条第3号に該

当するものと認められる。警部補以下の職員の印影についても氏名と同様に解されるものである。

イ 警察庁職員のうち警部以下の職員及び警部相当職以下の職員の氏名

警察庁における「氏名を慣行として公にしている」職員の範囲は、警視又は同相当職（専門官）以上の職員であり、警察庁職員のうち警部以下の職員及び警部相当職以下の職員の氏名は、慣行として開示請求者が知ることができる情報とはいえないことから、条例第10条第1号に規定する不開示情報に該当し、また、その職務の特殊性から氏名を開示することにより当該職員及びその家族等の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、条例第10条第3号に該当するものと認められる。

ウ 担当職員の内線番号及びアドレス

当該内線番号及びアドレスは、警察庁において職員個人に割り当てられたものであり、一般には公表されていないものであるが、他の行政機関等において公表していない情報を公にした場合、当該行政機関等との連絡に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第10条第5号に該当するものと認められる。

実施機関は、上記に記載した判断を経て原処分を行ったものであり、処分は妥当なものである。

5 審査会の判断

(1) 本件処分について

本件処分は、実施機関が本件開示請求の1①、1②、1③、2③、2④、2⑤、2⑦、2⑧及び2⑨に係る文書として本件対象文書1から15までを特定し、そのうち本件対象文書3、8、9及び14については開示決定を、本件対象文書1、2、

4、5、6、7、10、11、12、13及び15については部分開示決定をしたものである。

そこで、当審査会では、本件処分における本件対象文書1から15までの特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

(2) 埼玉県警察における文書管理について

条例第30条は、公文書の管理が公文書の開示を実質的に担保するものであることから、公文書が適切に分類、作成、保存及び廃棄されるよう、公文書の管理の基本原則については、各実施機関の規則等で定めることとしている。埼玉県警察においては、文書管理規程に基づき文書管理が行われている。

文書管理規程第36条第1項では「所属で保有する文書等は、事務の性質、内容等に応じて系統的に分類するものとする。」として文書等の分類を規定し、同条第2項では「文書等は、暦年ごとに整理しなければならない。ただし、会計年度ごとに整理することが適当なものは、会計年度ごとに行うものとする。」として文書等の整理を規定している。そして、同条第4項では「前3項に規定する文書等の分類及び整理に基づき、ファイル基準表（別記様式第12号）を作成するものとする。」として分類及び整理した文書等をファイル基準表で管理することを規定している。そして、ファイル基準表には、第1ガイド（大分類）、第2ガイド（中分類）、個別フォルダー（小分類）、保存期間等の欄があり、文書等は個別フォルダーに収納されるが、個別フォルダーに収納される文書等の件名の記載欄はなく、個別フォルダーがファイル基準表上の文書管理の最小単位となっている。

(3) 本件対象文書の特定の妥当性について

諮問庁の説明によると、本件開示請求は、特定の個別フォルダーに保管されている文書の開示を請求したものであり、本件開示請求の1①、1②、1③、2③、2④、2⑤、2⑦、2⑧及び2⑨に記載されている個別フォルダーについては開示請求時点で実施機関は保有していたため、当該個別フォルダーに保管されている文書を特定したとのことである。

分類及び整理した文書等はファイル基準表で管理することが規定されており、個別フォルダーがファイル基準表上の文書管理の最小単位となっていることから、当該個別フォルダーに本件対象文書1から15まで以外の文書が保管されているかファイル基準表からは確認することはできない。そこで、当審査会の事務局職員をして当該個別フォルダーの現物確認をさせたところ、本件対象文書1から15まで以外の文書は保管されていないことが確認できた。

よって、当該個別フォルダーに保管されている文書として本件対象文書1から15までを特定した実施機関の判断は、妥当である。

(4) 不開示部分の不開示情報該当性について

ア 埼玉県警察職員のうち警部補以下の職員の氏名及び印影について

条例第10条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定し、ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する情報は、不開示情報から除くものとしている。

このうちただし書ハでは、当該個人が公務員である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分を開示するものとしている。職務遂行に係る情報に公務員の氏名が含まれる場合には、ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するときに限り開示することとなる。

埼玉県警察における警部補以下の職員の氏名は、従来、埼玉県職員録においても新聞の人事異動情報においても公表されていないことから慣行として公にされている情報とはいえず、公にすることが予定されている情報ともいえない。

これに対し、審査請求人は、警部補以下の職員と警部以上の職員とを区別して

開示、不開示として取り扱う合理的な説明がないと主張する。

しかし、警部補以下の職員は捜査、取締り等の職務を直接現場で担っていることから、氏名を公にすることによって当該職員が攻撃や懐柔等の対象とされるおそれがあることは否定できない。よって、警部補以下の氏名について、埼玉県職員録においても、また、新聞の人事異動情報においても公表されていないことについては、妥当性があるといえる。

以上のことから、埼玉県警察職員のうち警部補以下の職員の氏名及び印影については、条例第10条第1号に規定する不開示情報に該当し、本件においてはただし書イ、ロ及びハに該当する事情も認められない。

なお、条例第10条第1号のみの判断で不開示情報の該当性が認められるため、諮問庁の主張する条例第10条第3号の該当性については判断するまでもない。

イ 警察庁職員のうち警部以下の職員及び警部相当職以下の職員の氏名

上記アのとおり、職務遂行に係る情報に公務員の氏名が含まれる場合には、ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するときに限り開示することとなる。

諮問庁に確認したところ、警察庁においては、警部以下の職員及び警部相当職の職員の氏名は新聞の人事異動情報においても公表されておらず、氏名を慣行として公にしている職員の範囲は警視又は同相当職（専門官）以上の職員となっているとのことであった。そのため、警部以下の職員及び警部相当職以下の職員の氏名は、慣行として公にされている情報とはいえ、公にすることが予定されている情報ともいえない。

よって、警察庁職員のうち警部以下の職員及び警部相当職以下の職員の氏名については、条例第10条第1号に規定する不開示情報に該当し、本件においてはただし書イ、ロ及びハに該当する事情も認められない。

なお、条例第10条第1号のみの判断で不開示情報の該当性が認められるた

め、諮問庁の主張する条例第10条第3号の該当性については判断するまでもない。

ウ 警察庁の担当職員の内線番号及びアドレス

条例第10条第5号は、「県、国若しくは他の地方公共団体の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、イからホまでを掲げている。これは、県等の事務又は事業について典型的な「おそれ」を定めるとともに、その他県等の事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には不開示にすることができることを規定するものであると解される。また、県等が行う「事務又は事業」には、開示請求の対象となっている実際の事務又は事業のほか、将来行われる同種の事務又は事業も含まれるものと解すべきである。

諮問庁は、当該内線番号及びアドレスは警察庁において職員個人に割り当てられたもので一般には公表されていないものであり、他の行政機関において公表されていない情報を公にした場合、当該行政機関との連絡に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第10条第5号に規定する不開示情報に該当すると主張する。

警察業務は、その他の行政事務に比べて、検挙や規制を行うものであることから被疑者及び関係者からの反発や反感を招くおそれが高いと認められる。

よって、内線番号及びアドレスは、公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、県及び警察庁が必要とする際の緊急の連絡等に支障を来すなど、県及び国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第10条第5号に規定する不開示情報に該当する。

(5) その他

審査請求人は、実施機関が本件対象文書に不開示部分があることを理由として原

本の閲覧を拒んでいると主張する。しかし、条例第18条第2項は、「視聴又は閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該公文書の写しにより、これを行うことができる。」と規定しており、不開示部分のある本件対象文書を開示するためその写しの一部を黒塗りしたものを閲覧に供することは、適法な扱いである。

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

新井賢治、嶋崎健太郎、山本未来

審議の経過

年 月 日	内 容
平成27年 4月 1日	諮問を受ける (諮問第277号)
平成27年 4月 1日	諮問庁から開示決定等理由説明書を受理
平成27年 6月18日	審査請求人から意見書を受理
平成27年 7月17日	諮問庁から意見聴取及び審議 (第二部会第109回審査会)
平成27年 9月 4日	審議 (第二部会第110回審査会)
平成27年10月23日	審査請求人の意見陳述聴取及び審議 (第二部会第111回審査会)
平成28年 1月22日	審議 (第二部会第114回審査会)
平成28年 2月19日	答申